ロ　協定第九条１の(8)の点から(16)の点までを順次に直線で結ぶ線 ハ　協定第九条２の(1)の線 ニ　協定第九条２の(2)の線 ホ　協定第九条２の(3)の線	
十二　漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（以下この項において「協定」という。）第一条に規定する中華人民共和国の排他的経済水域のうち、黄海及び南シナ海の海域並びに次に掲げる線から成る線以西の海域 イ　北緯三十一度四十二分十二秒東経百二十一度五十三分五十五秒の点から北緯三十二度四十六分四秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点に至る直線 ロ　北緯三十二度四十六分四秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から北緯三十度四十分十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点に至る直線 ハ　北緯三十度四十分十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から協定第七条１の(a)の点に至る直線 ニ　協定第七条１の(a)の点から(e)の点までを順次に直線で結ぶ線 ホ　東経百二十一度五十七分十九秒以西の北緯二十七度十四秒の線	協定第二条２に定められた中華人民共和国の権限のある当局が発給した許可証を有する者

別表第６（第35条関係）

（表略）

別表第七（第五十六条関係）

船舶の総トン数	海域	色
総トン数百二十トン未満	一　北緯五十度の線、次に掲げるイからリまでの各点を順次に直線で結ぶ線及び東経百度の線により囲まれた海域（漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条１に規定する海域を除く。） イ　北緯五十度西経百五十度の点 ロ　南緯四度西経百五十度の点 ハ　南緯四度西経百三十度の点 ニ　南緯二十五度西経百三十度の点 ホ　南緯二十五度東経百五十五度の点 ヘ　南緯十一度三十分東経百二十九度の点 ト　南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点 チ　南緯十度東経百十三度二十八分の点 リ　南緯十度東経百度の点	白色

別表第３（第31条の３関係）

（表略）

（新設）